

記入例

10条関係)

提出する日を記入してください。

の部分を入力してください。

令和7年8月1日

(宛先) 高松市長

被保険者の氏名を記入してください。

介護保険負担限度額認定申請書

マイナンバーを記入してください。

次のとおり関係書類を添付し、食費・居住費（滞在費）に係る負担限度額の認定を申請します。

フリガナ	カイゴ タロウ	被保険者番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
被保険者氏名	介護 太郎	個人番号	3	3	3	3	4	4	4	4	5	5	5	5
生年月日	明・大・昭 10年10月10日													
住所	高松市番町一丁目8番15号													
入所（院）した介護保険施設の所在地及び名称（※）	特別養護老人ホーム 高松介護保険荘													
入所（院）年月日（※）	平成30年 6月10日													
	(※) 介護保険施設に入所（院）していない場合及びショートステイを利用している場合は、記入不要です。													

配偶者が「無」の場合は記入不要です。

(有) ・ 無

左記において「無」の場合は、以下の「配偶者に関する事項」については、記入不要です。

マイナンバーを記入してください。

配偶者に関する事項	フリガナ	カイゴ ハナコ												
	氏名	介護 花子												
	生年月日	明・大・昭 3年 3月 3日												
	住所	高松市番町一丁目8番15号												
	連絡先	087-839-2326												
収入等に関する申告	本年1月1日現在の住所（現住所と異なる場合）													
	課税状況	市民税 課税 ・ 非課税												
	☐	①生活保護受給者／②市民税世帯非課税者である老齢福祉年金受給者												
	☐	③市民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】（受給している年金に○をしてください。以下同じ。）の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円以下です。												
	☐	④ 遺族年金・障害年金を受給している場合は○をしてください。【障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額80万9千円を超え、120万円以下です。												
預貯金等に関する申告	☒	⑤市民税世帯非課税者であって、課税年金収入額と【遺族年金・障害年金】の収入額、その他の合計所得金額の合計額が年額120万円を超えます。												
	☒	預貯金、有価証券等の金額の合計が②の方及び第2号被保険者の方は1000万円（夫婦は2000万円）以下、※預 株・投資信託・証券等の合計額を記入してください。												
	預貯金額	3,000,000円												
	有価証券（評価概算額）	0円												
	その他（現金・負債を含む）	現金 100,000円												

申請者が被保険者本人の場合には、下記について記入は不要です。

申請者氏名	窓口 次郎	連絡先	自宅・勤務先	087-839-2326
申請者住所	高松市番町一丁目8番15号	本人との関係	子	

注

- この申請書における「配偶者」は、民法上の配偶者を指し、事実上の配偶者を指すものではありません。
- この申告書における「遺族年金」は、国民年金、厚生年金、公務員年金、障害年金、遺族年金を指します。
- 預貯金等については、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合は、その合計額を記入し、通帳等の写しを添付してください。
- 書き切れない場合は、余白に記入するか、又は別紙に記入の上、添付してください。
- 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及びその最大2倍に相当する額の加算金を返還していただくことがあります。

市記入欄

介護区分	認定期間	世帯課税	老福	生保	給付制限
支・1・2・3・4・5	～	非・課	有・無	有・無	有・無

受付担当者は裏面も記入してください。

＜受付担当者記入欄＞

職権確認 (個人番号)	
----------------	--

個人番号 確認書類	1 個人番号カード 4 その他（	2 通知カード	3 個人番号が記載された住民票等
申請者 確認書類	1 点のみで可	1 個人番号カード 4 介護支援専門員証 5 その他（	2 運転免許証 3 身体障害者手帳等
	2 点確認必要	1 介護保険被保険者証 4 包括・事業所の職員証 5 その他（	2 介護保険納入通知書 3 長寿手帳